

○経済産業省告示第百五十九号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、登録免許税法別表第一
第百一号（四）及び（六）から（八）までに掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の
期限及び書類を次のように定め、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施
行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

- 一 登録免許税の納付期限 認定をした日から一月以内とする。
- 二 領収証書を貼り付ける書類 次の様式によるものとする。

様式

(表)
登録免許税納付届

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業法第 34 条の 2 の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定 (第 71 条の 2 の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定) (第 84 条の 2 の認定高度保安実施特定ガス導管事業者の認定) (第 104 条の 2 の認定高度保安実施ガス製造事業者の認定) について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第 24 条第 1 項の規定により、領収証書を提出します。

- 1 当該認定に係るガス事業者の種別
- 2 当該認定の年月日
- 3 当該認定の番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(裏)

領収証書貼付け欄
